

磯辺西住宅管理組合みどりの協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の団地が緑につつまれ四季折々の変化が感じられるようなしっとりとした潤いのある快適な環境を整備することを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、磯辺西住宅管理組合みどりの協定(以下「協定」といいます)といたします。

(協定区域)

第3条 協定の区域は、別紙図面に表示する磯辺西住宅管理組合の管理する区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号以下「法律」といいます)第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は第1条の目的を達成するため法律にもとづいて認可がされた日から効力が生じます。またこの日以降に新たに土地所有者となった者に対しても、その効力がおよぶものとします。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項を変更しようとするときは、協定者の全員の賛成によることとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の賛成によることとします。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は10年間とし、期間満了前に協定者の過半数

が廃止についての申し出をしなかった場合、さらに10年間延長するものとします。

(植栽に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため植える木について次のとおりきめます。

1. 植える木の種類

植える木は、私達の団地のみどりを豊かにするばかりでなく近隣的环境をよくするとともに、新しい街に自然を回復させるためこの地区に適する樹木を次から選び植えるものとします。

- (1) 花の咲く木 つばき、さるすべり、もくせい、さざんか、くちなし、ふじ、つつじ、こぶし、もくれん 等
- (2) 果実がなる木 かき、もも、いちじく、うめ、ざくろ、くり、びわ、柑橘類、さくらんぼ 等
- (3) 常 緑 樹 かいつかいおき、まてばしい 等

(植栽、樹木の管理)

第9条 協定者は、植栽した樹木を大切に保護するよう努めます。

(2) 植栽は管理組合に委任します。管理組合は植栽方法を定め目的を実現するため、樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の管理をします。

(3) 植栽した樹木を伐採し、もしくは移植するときは磯辺西住宅管理組合の規約にもとづいて行うものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意、または重大な過失により、植栽した樹木等を伐採、損傷し協定に違反した場合、違反者に対して原状に回復することを求めることができます。